長野県特定最低賃金改正決定「申出書」(写)

| 1 | 計量器等製造業 | 1 | ~ | 2ページ | |
|---|---------|---|---|-------|--|
| | 口手叩过仪是来 | | | _ \ / | |

- 2 はん用機械器具等製造業 3~4ページ
- 3 各種商品小売業 5ページ

2020年 7月 30日

長野労働局長 中原 正裕 殿

長野市県町532-3

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車で 同附属品、船舶製造·修理業,舶用機関製造業最低賃金対策委員会

委員長

財 津



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業 務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業」の最低賃金の改正 決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、 船舶製造・修理業、舶用機関製造業を営む使用者に使用される労働者

| | 産 業 分 類 | 使用者数 | 労働者数 |
|------|-----------------------|--|-------|
| E252 | ポンプ・圧縮機器製造業 | 12/11 11 32 | 刀脚石奴 |
| E253 | 一般産業用機械・装置製造業 | | |
| E259 | その他のはん用機械・同部分品製造業 | The same of the sa | |
| E261 | 農業用機械製造業(農業用器具を除く) | | |
| E262 | 建設機械・鉱山機械製造業 | | |
| E264 | 生活関連産業用機械製造業 | | |
| E265 | 基礎素材産業用機械製造業 | - | |
| E266 | 金属加工機械製造業 | | |
| E267 | 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置 | | |
| | 製造業 | | |
| E269 | その他の生産用機械・同部分品製造業 | | |
| E271 | 事務用機械器具製造業 | | |
| E272 | サービス用・娯楽用機械器具製造業 | | |
| E311 | 自動車・同附属品製造業 | | |
| E313 | 船舶製造·修理業、舶用機関製造業 | | |
| | 計 | 1,735 | 45,03 |

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者数42,006名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・

修理業, 舶用機関製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項 に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金(時間額903円)の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船 舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以上

2020年 7月 30日

長野労働局長 中原 正裕 殿

長野県長野市県町532-3 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、 光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会 委員長 相 澤 ない



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業を営む使用者に使用される労働者

| Done | 産 業 分 類 | 使用者数 | 労働者数 |
|------|-----------------------|---------------|------------|
| E273 | 一 | 2/11/13 | 刀剛石奴 |
| | | | |
| E274 | 医療用機械器具・医療用品製造業 | | |
| E275 | 光学機械器具・レンズ製造業 | | |
| E281 | 電子デバイス製造業 | | |
| E282 | 電子部品製造業 | | |
| E283 | 記録メディア製造業 | | |
| E284 | 電子回路製造業 | | |
| E285 | ユニット部品製造業 | | |
| E289 | その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 | United States | 4 407/4-34 |
| E291 | 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 | | |
| E292 | 産業用電気機械器具製造業 | PAR 3 | Paline IN |
| E293 | 民生用電気機械器具製造業 | | |
| 294 | 電球・電気照明器具製造業 | | |
| 295 | 電池製造業 | | |
| 296 | 電子応用装置製造業 | | |
| 297 | 電気計測器製造業 | | |
| 299 | その他の電気機械器具製造業 | | |
| 301 | 通信機械與目,同則海機材與目制及數 | | |
| 001 | 通信機械器具・同関連機械器具製造業 | | |

| E302 | 映像・音響機械器具製造業 | | |
|-------|----------------|----------|---------|
| E303 | 電子計算機・同附属装置製造業 | | |
| E323 | 時計・同部分品製造業 | EFFER ST | |
| E3297 | 眼鏡製造業 (枠を含む) | | |
| | 計 | 1, 384 | 61, 572 |

※上記労働者数から、適用除外労働者数を差し引いた適用労働者数58,150名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金(時間額892円)の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以上

長野労働局長 中原 正裕 殿



長野市県町532-3 県労働会館3下 長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会 委員長 斉 藤 直 子

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県各種商品小売業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、各種商品小売業業を営む使用者に使用される労働者

| | 産 | 業 | 分 | 類 | 使用者数 | 労働者数 |
|------|---------------------------------|------|---|---|------------|--------|
| I561 | 百貨店,総合> | スーパー | | | 12/11 日 32 | 刀剛日奴 |
| I569 | 569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの) | | | | | |
| | == 100 tel -to 100 - | 青 | | | 4 9 | 3, 846 |

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者3,562名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が3分の1以上に達していること。

- ◎賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数2,828名/長野県における各種商品 小売業業を営む使用者に使用される労働者数3,562名≒79.39%
- ◎労働協約の賃金の最も低い額=152,000円/月、917円/時間
- ◎現在適用されている法定最低賃金金額=855円/時間

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 申請代表者に対する委任書
- (4) 長野県各種商品小売業業最低賃金対策委員会設置要綱

以上